

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和８年度中国管内道路防災診断業務																
業 務 概 要	<p>本業務は道路防災総点検に基づき事務所が実施する防災カルテ点検および安定度調査結果の診断評価を行う業務である。 主な業務内容は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">１．計画準備</td><td style="width: 50%; text-align: right;">１式</td></tr> <tr> <td>２．防災カルテ点検箇所照査</td><td style="text-align: right;">２，８７８箇所</td></tr> <tr> <td>３．安定度調査箇所照査</td><td style="text-align: right;">２５０箇所</td></tr> <tr> <td>４．防災現地確認</td><td style="text-align: right;">２５０箇所</td></tr> <tr> <td>５．防災重点診断</td><td style="text-align: right;">５箇所</td></tr> <tr> <td>６．診断結果のデータベース登録</td><td style="text-align: right;">１式</td></tr> <tr> <td>７．安定度調査結果収集整理</td><td style="text-align: right;">２５０箇所</td></tr> <tr> <td>８．報告書作成</td><td style="text-align: right;">１式</td></tr> </table>	１．計画準備	１式	２．防災カルテ点検箇所照査	２，８７８箇所	３．安定度調査箇所照査	２５０箇所	４．防災現地確認	２５０箇所	５．防災重点診断	５箇所	６．診断結果のデータベース登録	１式	７．安定度調査結果収集整理	２５０箇所	８．報告書作成	１式
１．計画準備	１式																
２．防災カルテ点検箇所照査	２，８７８箇所																
３．安定度調査箇所照査	２５０箇所																
４．防災現地確認	２５０箇所																
５．防災重点診断	５箇所																
６．診断結果のデータベース登録	１式																
７．安定度調査結果収集整理	２５０箇所																
８．報告書作成	１式																
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官中国地方整備局中国技術事務所長 梅林 幾彦 広島県広島市安芸区船越南二丁目８番１号																
契 約 年 月 日	令和 ８年１０月 ２日																
契 約 業 者 名	基礎地盤コンサルタンツ（株）中国支社																
契 約 業 者 の 住 所	広島県広島市安佐北区長束四丁目１３番２５号																
契 約 金 額	¥２０７，９００，０００円（税込み）																
予 定 価 格	¥２０７，９７７，０００円（税込み）																
随意契約によることとした理由	別紙「契約理由書」のとおり																
業 務 場 所	中国技術事務所																
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務																
履 行 期 間 （ 自 ）	令和 ８年１０月 ３日																
履 行 期 間 （ 至 ）	令和 ９年１１月３０日																
備 考	「入札情報サービス（PPI）（ http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx ）にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。																

契約理由書 (プロポーザル方式)

契約業者名： 基礎地盤コンサルタンツ（株）

業務の名称： 令和８年度中国管内道路防災診断業務

契約理由：

本業務は、道路防災総点検に基づく防災カルテ点検結果の診断評価を行う業務である。

業者の選定にあたっては、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、上記業者と契約することが妥当である。

よって、会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号により、契約を行うものである。